



発行所/和泉商工会議所
〒594-1144 和泉市テクノステージ三丁目1-10
TEL: 0725-53-0330 FAX: 53-4747
ホームページ: <http://www.izumicci.jp>
Eメール: info@izumicci.jp

いずみ会議所だより

令和4年新年互礼会 ～華やかに新春を祝う～



山本会頭 年頭挨拶

去る1月6日(木)に令和4年の新春を祝う新年互礼会(和泉商工会議所・和泉市:共催)が2年ぶりに開催された。新型コロナウイルス感染対策の為、会場を弥生の風ホールへ変更し、座席の間隔を空けるなど感染対策を徹底した開催となった。

当日は商工会議所議員、各関係団体、市関係者等が出席し、和泉市長、和泉市議会議長、山本会頭が年頭の挨拶を行った。



岸脇名誉会頭 閉会挨拶

山本会頭は年頭の挨拶にて経済状況と商工会議所の役割を述べ、地域経済の発展の為に役職員一同、全力で取り組んでいく強い意志を示した。

衆議院議員の来賓挨拶、国会議員・府議会議員・市議会議員及び新型コロナウイルスのワクチン接種体制に御協力頂いた医師会・歯科医師会・薬剤師会の紹介に引き続き、和泉市功労者表彰が行われた。閉会では岸脇名誉会頭が挨拶を行い、出席者は新しい年の飛躍を誓い、いずみPR大使「いずみ太鼓 鼓聖泉」による新年にふさわしい迫力ある和太鼓が披露され、盛会裏に終了した。



令和3年度第1回国際開発特別委員会を開催



去る12月14日(火)、本所にて国際開発特別委員会を開催。当日は高橋担当副会頭、北野委員長他計5名の方々に出席頂いた。委員会では国際化支援セミナーの開催内容について検討され、2月15日(火)午後2時より外国人労働者セミナーと海外とのリモートによる情報交換会の2部構成をハイブリッド方式にて開催することに決定した。

令和3年度第1回労務・優良従業員表彰委員会を開催

去る1月26日(水)、本所にて令和3年度第1回労務・優良従業員表彰委員会を開催。当日は新たに労務・優良従業員表彰委員会のご担当に就任された中尾副会頭、辻林委員長他計9名の方々が出席されました。

本年度は32社の会員事業所様より勤続10年表彰45名、勤続20年表彰22名、勤続30年表彰18名、計85名の優良従業員の皆様をご推薦頂き、本委員会において、全員被表彰者として決定頂きました。

尚、決定された優良従業員の皆様におかれましては、来る3月30日(水)、地独大阪産業技術研究所和泉センター1階ORISTホールにて開催されます優良従業員表彰式典において表彰させて頂き、表彰状と記念品を贈呈させて頂きます。



令和3年度第1回会員親睦委員会正副委員長会議を開催

去る1月24日(月)、本所にて会員親睦委員会正副委員長会議を開催。当日は高橋担当副会頭、梶川委員長、森副委員長、合田副委員長に出席頂き、令和4年度会員親睦事業について、親睦ゴルフ大会、伊勢神宮初詣と併せて新たに会員交流事業の開催に向けての検討が行われた。



鍋谷トンネル開通記念碑建立記念式典が開催



去る1月22日(土)、鍋谷トンネル開通記念碑建立記念式典が道の駅くしがきの里で開催され、山本会頭が出席されました。この鍋谷トンネルは、昭和55年より協議が始められ国・府・県および関係機関の永年の経緯を経て、平成29年4月に開通したものです。この鍋谷トンネルの開通により、和歌山県から和泉市内の企業に通勤する事が容易になり、人手不足の解消に大いに役立つと共に人的交流のみならず物的交流も盛んになり、地域活性化に寄与しています。

当日は、辻市長はじめ二階衆議院議員など多くの方々に参加され盛大に開催されました。



レース食品株式会社様からフリーズドライごはんの寄贈を受けました

弊所、会員のレース食品株式会社様から、災害・緊急用の非常食・備蓄食として下記のとおり、フリーズドライごはんをご寄贈いただきました。

- 寄贈内容 フリーズドライごはん(7年保存可能)200食
- 寄贈日 令和3年12月21日(火)
- 寄贈者 レース食品株式会社(和泉市芦部町1番地)
代表取締役社長 佐藤 充広様



レース食品(株)佐藤社長から山下副会頭へ寄贈

青年部だより 和泉YEG 新年会 開催



喜田会長 挨拶



令和4年1月7日(金)に、うお健にて、和泉YEG新年会が開催されました。



OB会 池邊会長 挨拶

多くの方にご参加いただき、OB会の新年会とも合同で行ったことで交流も図れ、とても有意義な新年会となりました。

中小法人・
個人事業者
のための

事業復活支援金



コロナの影響を受けた事業の継続・回復を支援

申請期間

2022年1月31日(月)～
5月31日(火)

給付対象

①と②を満たす **中小法人・個人事業者が給付対象** となり得ます。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者
- ② 2021年11月～2022年3月のいずれかの月(対象月)の売上高が、
2018年11月～2021年3月の間の任意の同じ月(基準月)の売上高と比較して
50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者

※計算に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方公共団体による支援施策により得た給付金、補助金等は、各月の事業収入から除きます。ただし、対象月中に地方公共団体による時短要請等に応じており、それに伴う協力金等を受給する場合は、「対象月中に時短要請等に応じた分」に相当する額を、対象月の事業収入に加えます(給付額の算定において同じ)。

給付額

中小法人等 **上限最大250万円** 個人事業者等 **上限最大50万円** を支給します。

給付額 **基準期間^{※1}の売上高－対象月の売上高×5か月分**

※1 2018年11月～2019年3月/2019年11月～2020年3月/2020年11月～2021年3月のいずれかの期間(基準月を含む期間であること)

給付上限額

売上高減少率	個人	法人		
		年間売上高 ^{※2} 1億円以下	年間売上高 ^{※2} 1億円超～5億円以下	年間売上高 ^{※2} 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

※2 基準月を含む事業年度の年間売上高

以下に当てはまる方は申請が簡単です。
是非ご活用ください。

一時支援金または月次支援金を受給された方

事前確認が不要! 提出書類が少ない!
過去の申請情報を活用可能!

登録確認機関と「継続支援関係」に当たる方

事前確認を簡略化! 提出書類が少ない!

新型コロナウイルス感染症の影響

以下のいずれかによる影響を受けて売上減少している方が対象です。

- ① 国や地方自治体による、自社への休業・時短営業やイベント等の延期・中止その他のコロナ対策の要請
※個人消費の機会の減少につながるもの



- ② 国や地方自治体による要請以外で、コロナ禍を理由として顧客・取引先が行う休業・時短営業やイベント等の延期・中止



- ③ 消費者の外出・移動の自粛や、新しい生活様式への移行



- ④ 海外の都市封鎖その他のコロナ関連規制



- ⑤ コロナ関連の渡航制限等による海外渡航客や訪日外国人旅行者の減少



- ⑥ 顧客・取引先が①～⑤のいずれかの影響を受けたこと



- ⑦ コロナ禍を理由とした供給減少や流通制限



- ⑧ 国や地方自治体による休業・時短営業やイベント等の延期・中止その他のコロナ対策の要請
※業務上不可欠な取引や商談機会の制約につながるもの



- ⑨ 国や地方自治体による就業に関するコロナ対策の要請



上記に記載されたいずれかの新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことについて、その裏付けとなる書類の追加提出を求める場合があります。

ホームページ



事業復活支援金 検索

<https://jigyuu-fukkatsu.go.jp/>

相談窓口

電話番号のお掛け間違いが発生しております。お問い合わせの際は、電話番号をよくお確かめのうえ、お掛け間違いのないようお願い申し上げます。

0120-789-140

(携帯電話からもつながります)

※お電話は大変混み合うことが予想されますので、ホームページもご活用ください。

IP電話専用回線 **03-6834-7593**

受付時間 **8:30-19:00**
(土日・祝日含む)

新型コロナウイルス感染症の影響とは関係のない以下の場合には給付対象とはなりません



実際に売上が減少したわけではないにも関わらず、通常事業収入を得られない時期(事業活動に季節性があるケース(例:夏場の海水浴場)における繁忙期や農産物の出荷時期以外など)を対象月とすることにより、算定上の売上が減少している場合は給付対象外です。



売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整により売上が減少している場合は給付対象外です。



要請等に基づかない自主的な休業や営業時間の短縮、商材の変更、法人成り又は事業承継の直後などで単に営業日数が少ないこと等により売上が減少している場合は給付対象外です。

誤って申請することのないよう、よくご確認ください。



不正受給は犯罪です!

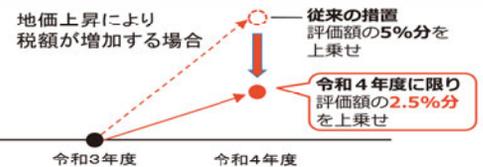
令和4年度 税制改正のポイント

ポストコロナに向けた、中小企業の事業継続と新たな成長への挑戦、地方創生を後押しする税制が実現!

I. コロナ禍における事業継続と成長を後押しする税制措置

1. 商業地等に係る固定資産税の負担軽減措置

- ▶ 令和4年度に限り、地価が上昇した商業地等について、前年度の課税標準額への上乗せ分を評価額×2.5%（現行：評価額×5%）とし、**固定資産税額の上昇分を半減**



2. 交際費課税特例の延長（2年）

- ▶ 中小法人は①交際費等（※）を800万円まで全額損金算入、②接待飲食費の50%まで損金算入、のどちらかを選択適用
※交際費、接待費、機密費その他の費用であって、得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する、接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のための支出が該当
※大法人（資本金100億円超の法人は対象外）は②のみ適用可



3. 法人版事業承継税制の特例承継計画に係る提出期限の延長（1年）

- ▶ 法人版事業承継税制（特例措置）適用の前提となる**特例承継計画の提出期限を2024年3月まで延長**



II. ビジネス変革等の挑戦を後押しする税制措置

1. 少額減価償却資産の損金算入特例の延長（2年）

- ▶ 30万円未満の減価償却資産を取得した場合、合計300万円までを限度に、即時償却（全額損金算入）が可能



2. 中小企業向け所得拡大促進税制の延長（1年）・拡充

- ▶ 適用期限を2023年3月末から、2024年3月末に延長
- ▶ 現行制度（給与等支給総額が対前年比1.5%以上増で増加額の15%を税額控除）を維持し、
 - ・給与等支給総額が対前年比**2.5%以上増**で増加額の**30%を税額控除**
 - ・教育訓練費が対前年比**10%以上増**で増加額の**10%を税額控除**（上乗せ）を措置（**最大40%の税額控除**）※控除上限は法人税額の20%

従業員の所得拡大や教育訓練による積極的な人材投資を後押し

3. オープンイノベーション促進税制の延長（2年）・拡充

- ▶ スタートアップ企業とのオープンイノベーションに向け、スタートアップ企業の新規発行株式を一定額以上取得する場合、その株式の取得価額の25%を所得控除
- ▶ 対象となる株式の保有期間を**3年（現行5年）に短縮**
- ▶ 出資を受けるスタートアップ企業の要件のうち、設立の日以降の期間に係る要件（現行：10年）について、売上高に占める研究開発費の割合が10%以上の赤字会社は**設立後15年未満まで拡充**

大企業・中小企業とスタートアップ企業との連携を促進

4. 5G導入促進税制の延長

- ▶ 5G基地局の整備や、企業等が限られたエリアで構築する「ローカル5G」への投資について、取得価額の15%の税額控除または30%の特別償却ができる措置を3年間延長（ただし控除率は段階的に見直し）
- ▶ ローカル5G事業者に限り固定資産税の課税標準を1/2にする措置を2年間延長（ただし対象資産の取得価額要件を2億円以下（現行：3億円以下）に引き下げ）

中小企業も「スマート工場」の整備などで活用可能

5. 中小企業の再編・統合等に係る税負担の軽減措置の延長（2年）

- ▶ 認定を受けた経営力向上計画に基づいて、再編・統合を行った際に係る登録免許税・不動産取得税の軽減措置を2年間延長

6. 創業支援等事業計画の認定自治体における登録免許税の軽減措置の延長

- ▶ 認定特定創業支援事業の支援を受けた個人が創業する際の株式会社等の設立に要する登録免許税の軽減措置を2年間延長

III. 地方創生・地域経済の活性化を後押しする税制措置

1. 地方拠点強化税制の延長（2年）・拡充

- ▶ 本社機能の地方への移転、地方における拠点強化を行う事業者に対する減税措置を2年間延長
 - 設備投資減税（オフィス減税）→ 建物等を取得した場合適用
 - 雇用促進税制 → 新たに従業員を雇い入れた場合等に適用

- ✓ 対象者事業部門に**情報サービス事業部門（ソフトウェア開発等）を追加**
- ✓ 中小企業が整備計画の認定を受ける場合の従業員要件が**1名以上増加に緩和**（現行2名以上増加）等

2. ウォークブル推進税制の延長（2年）・拡充

- ▶ 民間事業者等が、①広場等のオープンスペースの創出およびベンチ等の設備の設置、または②店舗等の低層階部分を地域に広く開放した場合、それぞれにかかる固定資産税・都市計画税の課税標準額を軽減（5年1/2）
- ▶ **上記①の適用対象設備に電源設備・給排水設備・冷暖房設備を追加**
- ▶ 公共施設の管理が官民連携で行われる場合も対象となることを明確化



IV. 納税環境整備

電子取引における電子保存義務化の2年間猶予

- ▶ 2022年1月施行の改正電子帳簿保存法に盛り込まれている、電子データで受け取った請求書や領収書等の電子保存の義務化について2年間の猶予を実施
- ▶ これにより、**2023年12月31日までは従前通りの保存が可能に**



企業の成長のカギは**従業員のスキルアップ!!**

生産性向上、現場力強化、技能継承ができる人材の育成を支援します

3月分 能力開発セミナー 受講生募集!

コースNo.	コース名	日程	内容	受講料(税込)
EA 281	リアルタイムOSによる 組込みシステム開発技術 ～ RaspberryPiを用いて～	3/14(月) 15(火)	リアルタイムOSは、Windowsなどとは異なる特徴を持つため 使い方にもコツがあります。RaspberryPiを用いてリアルタイム OSとその取扱いについて学びます。	15,000円
SX 141	自家用電気工作物の高圧機器技術	3/14(月) 15(火)	高圧受変電設備の概要及び各種高圧機器、図記号を学び単線 結線図をもとに各構成機器の動作を理解します。また、定期 検査実施項目である保守点検方法の基本を習得します。	11,000円
EA 182	Web-DBシステムを利用した生産 支援システムの構築〈PHP編〉	3/14(月) 15(火) 16(水)	生産現場における様々な管理要素をデータベース化する実習を ととして、Webを活用した生産管理・工程管理システムの設計・ 構築に関する技術を習得します。※講習時間 9:00～16:45	18,000円
SX 151	高圧電気設備の保守点検技術	3/16(水) 17(木)	高圧受電設備を使用した保守点検方法の実習を通して、高圧 電気設備の工事・維持及び運用実務を効率よく安全に行える 技能・技術を習得します。	10,500円
KA 161	住宅基礎の構造設計実践技術	3/17(木) 18(金)	木造住宅建築における基礎の構造設計手法の実践的活用技術 を習得します。	11,000円
SX 132	電気保全と計測・制御技術	3/24(木) 25(金)	工場内で、機械を触るには機械の知識だけではなく電気の知 識も必要です。電気の知識をどう保全に活かしていくかを説 明し、故障対応・予防に向けた技術・技能を習得します。	12,500円

令和4年度の「能力開発セミナーガイド」が出来上がりました!!

機械、制御システムや建築分野に係る設計、機械や金属分野に係る加工、保全、管理や安全等に係るセミナーを
計画しました。新規コースもございます。ぜひ、従業員の人材育成にご活用ください。

セミナーガイドをご希望の方は、当校援助計画課までご連絡ください。

◆事業主や事業主団体のご要望を基にセミナー内容や実施日時を決定する「オーダーメイド型」にも対応しています。
お気軽にご相談ください。

【お問い合わせ・お申し込み先】

近畿職業能力開発大学校 援助計画課 TEL(072)489-2114 〒596-0817 岸和田市岸の丘町 3-1-1

当校のHPもご覧ください→



全国商工会議所

事業活動における**賠償リスク、事業休業リスク、財物損壊リスク**を総合的に補償します。

ビジネス総合保険制度

新型コロナ
ウイルスも
補償



ここがおすすめ

- 会員事業者を取り巻くリスクに対する補償のモレ・ダブリを解消し、一本化して加入可能
- 賠償責任(PL、リコール、情報漏えい、サイバー、施設・事業遂行等)リスクを総合的に補償
- 事業休業補償により災害に遭った際の事業継続のための資金を確保
- 全国商工会議所のスケールメリットによる割安な保険料水準
- 保険会社の早期災害復旧支援により事業継続を後押し
- 保健所等指示による**新型コロナウイルス**の消毒費用および消毒に伴う営業休止にかかる損失を補償

従来の
保険契約

モレやダブリが
ないか不安
ご契約手続きが
保険ごとに必要



全国商工会議所
ビジネス
総合保険制度

スッキリ!
補償の
重複がない!
ご契約手続きを
一本化!



商工会議所の保険制度HP <https://hoken.jcci.or.jp> 制度運営 日本商工会議所 お問い合わせ先 各地商工会議所 商工会議所名簿 引受損害保険会社 東京海上日動火災保険株式会社 損害保険ジャパン株式会社 三井住友海上火災保険株式会社 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 大同火災海上保険株式会社

●本募集広告は概要を示したものです。補償の内容、対象業種、補償開始日は引受保険会社によって異なります。ご加入にあたっては必ず「重要事項説明書」をお読みください。
●お見積り、ご加入手続き、保険内容のご不明点は、お近くの代理店または引受保険会社までご連絡ください。

商工会議所では、本制度のほかにも各種保険・共済制度を取り扱っております。詳しくは、お近くの商工会議所にお問い合わせください。

本募集広告は、商工会議所会員向け保険制度の事務管理を行う有限会社石垣サービスが日本商工会議所の経営協力により作成したものです。

中小企業の事業主の皆さま

令和4年
4月1日より

労働施策総合推進法に基づく

「パワーハラスメント防止措置」が中小企業の事業主にも義務化されます！

令和2年6月1日に「改正 労働施策総合推進法」が施行されました。

中小企業に対する職場のパワーハラスメント防止措置は、令和4年4月1日から義務化されます(令和4年3月31日までは努力義務)。

職場における「パワーハラスメント」の定義

職場で行われる、①～③の要素全てを満たす行為をいいます。

- ① 優越的な関係を背景とした言動
- ② 業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの
- ③ 労働者の就業環境が害されるもの

※客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導は該当しません。

職場におけるパワーハラスメントの代表的な言動の類型、該当すると考えられる例

代表的な言動の6つの類型	該当すると考えられる例
1 身体的な攻撃 暴行・傷害	● 殴打、足蹴りを行う。 ● 相手に物を投げつける。
2 精神的な攻撃 脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言	● 人格を否定するような言動を行う。 相手の性的指向・性自認に関する侮辱的な言動を含む。 ● 業務の遂行に必要な以上に長時間にわたる厳しい叱責を繰り返し行う。
3 人間関係からの切り離し 隔離・仲間外し・無視	● 1人の労働者に対して同僚が集団で無視をし、職場で孤立させる。
4 過大な要求 業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制・仕事の妨害	● 新卒採用者に対し、必要な教育を行わないまま到底対応できないレベルの業績目標を課し、達成できなかったことに対し厳しく叱責する。
5 過小な要求 業務上の合理性なく能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと	● 管理職である労働者を退職させるため、誰でも遂行可能な業務を行わせる。 ● 気に入らない労働者に対して嫌がらせのために仕事を与えない。
6 個の侵害 私的なことに過度に立ち入ること	● 労働者の性的指向・性自認や病歴、不妊治療等の機微な個人情報について、当該労働者の了解を得ずに他の労働者に暴露する。

※個別の事案について、パワハラに該当するのかの判断に際しては、当該言動の目的、言動が行われた経緯や状況等、様々な要素を総合的に考慮することが必要です。また、相談窓口の担当者等が相談者の心身の状況や当該言動が行われた際の受け止めなど、その認識にも配慮しながら、相談者と行為者の双方から丁寧に事実確認を行うことも重要です。

「職場におけるパワーハラスメントを防止するために講ずべき措置」とは？

事業主が必ず講じなければならない具体的な措置の内容は以下のとおりです。

事業主の方針等の明確化および周知・啓発	① 職場におけるパワハラの内容・パワハラを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発すること ② 行為者について、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等文書に規定し、労働者に周知・啓発すること
相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備	③ 相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること ④ 相談窓口担当者が、相談内容や状況に応じ、適切に対応できるようにすること
職場におけるパワハラに関する事後の迅速かつ適切な対応	⑤ 事実関係を迅速かつ正確に確認すること ⑥ 速やかに被害者に対する配慮のための措置を適正に行うこと ⑦ 事実関係の確認後、行為者に対する措置を適正に行うこと ⑧ 再発防止に向けた措置を講ずること (事実確認ができなかった場合も含む)
併せて講ずべき措置	⑨ 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、その旨労働者に周知すること ⑩ 相談したこと等を理由として、解雇その他不利益取り扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発すること ※労働者が事業主に相談したこと等を理由として、 事業主が解雇その他の不利益な取り扱いを行うことは、労働施策総合推進法において禁止されています。

職場におけるパワーハラスメント防止等のための望ましい取り組み

以下の望ましい取り組みについても、積極的な対応をお願いします。

- パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントは、単独ではなく複合的に生じることも想定し、**一元的に相談に応じることのできる体制を整備すること**
- 職場におけるパワーハラスメントの**原因や背景となる要因を解消するための取り組み**を行うこと(コミュニケーションの活性化のための研修や適正な業務目標の設定等)
- 職場におけるパワーハラスメントを行ってはならない旨の方針を行う際に、自ら雇用する労働者以外に、以下の対象者に対しても**同様の方針を併せて示すこと**
 - ・ 他の事業主が雇用する労働者
 - ・ 就職活動中の学生等の求職者
 - ・ 労働者以外の者(個人事業主などのフリーランス、インターンシップを行う者、教育実習生等)
- **カスタマーハラスメント**に関し以下の取り組みを行うこと
 - ・ 相談体制の整備
 - ・ 被害者への配慮のための取り組み
(メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等)
 - ・ 被害防止のための取り組み(マニュアルの作成や研修の実施等)

職場におけるパワーハラスメント防止措置に関する詳しい情報・お問い合わせ



都道府県労働局雇用環境・均等部(室)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000177581.pdf>



社内の体制整備に活用できる情報・資料

- 事業主・労働者向けパンフレットや社内研修用資料
厚生労働省のホームページからダウンロードできます。

職場におけるハラスメント防止のために

検索



- ポータルサイト「あかるい職場応援団」

職場におけるハラスメントに関する情報を発信しています。

あかるい職場応援団 HP

検索





新会員のご紹介コーナー

(順不同)

カラオケ喫茶スナック 憩

代表者 阪口 洋子

飲食業

〒594-0023
和泉市伯太町6-7-9

TEL 0725-41-8057

居酒屋 心

代表者 植林 まみ

飲食業

〒594-0031
和泉市伏屋町1-2-32
進化ビル 8-1F

TEL 0725-90-6698

Ja×Ja House

代表者 西村 晃浩

飲食業

〒595-0071
泉大津市助松町1-9-15

MARU MARU アジアン

代表者 中井 篤史

飲食業

〒594-0003
和泉市太町37

TEL 090-7555-1236

株式会社 エスケイエス

代表取締役 白川 峰夫 (レストラン&弁当 ごと)

飲食業

〒596-0003
岸和田市中井町1-4-10

TEL 072-441-5400

株式会社 ジェイライン

代表取締役 角谷 洋

運送業

〒597-0021
貝塚市小瀬2-4

TEL 072-428-4466

カラオケ喫茶シスター

代表者 小野 あすか

飲食業

〒594-0005
和泉市幸1-7-1-101

合同会社 SUMIYOSHI JAPAN

代表社員 DAKA SAMUEL

貿易業

〒594-1136
和泉市仏並町147

TEL 0725-58-6373

中小企業経営者のみなさまへ

国が準備したセーフティネット 安心の材料をご提供します。

※詳しくは、ホームページまたはパンフレットをご覧ください

共済相談室 TEL. 050-5541-7171
【受付時間】 平日 9:00~17:00



チャットボット

なら
24時間・365日
お問い合わせに
お答えします

加入資格・手続きについてのご質問を
チャットでご回答いたします。
詳しくは右記のQRコード又はホーム
ページからご確認ください。



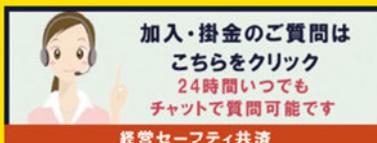
加入・掛金のご質問は
こちらをクリック
24時間いつでも
チャットで質問可能です

小規模企業共済



小規模共済

検索



加入・掛金のご質問は
こちらをクリック
24時間いつでも
チャットで質問可能です

経営セーフティ共済



経営セーフティ共済

検索

2021.6

小規模企業共済制度

●制度の特長

1 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の
役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ
準備しておく共済制度です。

2 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済
等掛金控除」として、課税対象所得
から控除できます。

3 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職
所得扱い」、分割の場合は「公的
年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

●契約者貸付けの利用が可能
契約者(一定の資格者)の方は、
緊急時や災害時などに事業資金
等の貸付けが受けられます。

●共済金の受給権は差押禁止
共済金・解約手当金の受給権は、
国税等滞納の差押え以外は差
押禁止債権として保護されます。

経営セーフティ共済

●中小企業倒産防止共済制度の特長

1 掛金の10倍の範囲内で最高8,000万円まで貸付け

「回収困難となった売掛金債権等の額」と「掛金総額の10倍に相
当する額(最高8,000万円)」のいずれか少ない額となります。償
還期間は共済金の貸付金額に応じて5年~7年(据置期間6か月
を含む)で毎月均等償還です。

2 貸付条件は無担保・無保証人

共済金の貸付けは、「無担保・無保証人」「無利子」です。ただ
し、共済金の貸付けを受けますと貸付額の10分の1に相当する
額が積み立てた掛金総額から控除されます。

3 掛金は税法上損金(法人)または 必要経費(個人事業)に

掛金月額は、5千円~20万円の範囲内(5千円単位)で自由に選べます。

【令和3年分 所得税・消費税 確定申告相談会のお知らせ】

感染症対策にご協力ください

確定申告相談会につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を鑑み、当所と致しましては、感染防止対策を徹底して取り組んでまいります。

何卒ご理解ご協力の程、宜しくお申し上げます。

- 発熱等体調不良の症状がある場合のご来所はお控え下さい**
咳、発熱等の症状がある方や体調のすぐれない方は、入室をお断りします。
- 手指のアルコール消毒、マスクの着用をお願い致します**
マスクを着用されていない場合、入室をお断りします。
- ご相談対応の時間短縮にご協力ください**
会員事業所様に安心してご来所いただけます様に、感染対策を徹底させていただきたく、感染拡大防止対策の一環と致しまして、ご相談対応の時間短縮に取り組んでまいります。

混雑時並びに長時間に及ぶご相談の際には、ご持参いただいた書類等をお預かりしての対応とさせていただきます場合があります。

何卒、趣旨ご理解いただき、ご協力の程よろしくお願ひ致します。

相談期間 令和4年2月17日(木)～3月11日(金)

相談会場 和泉商工会議所 2F 会議室

受付時間 9:30～16:00 (12:00～13:00を除く)

2月				
			17日(木)	18日(金)
21日(月)	22日(火)		☆24日(木)	25日(金)
28日(月)				
3月				
	☆1日(火)	2日(水)	3日(木)	☆4日(金)
7日(月)	☆8日(火)	☆9日(水)	☆10日(木)	☆11日(金)

☆印は税理士 来所予定日

確定申告書の提出期限 納期限・口座振替日

	所得 税	消 費 税
提 出 期 限	令和4年3月15日(火)	令和4年3月31日(木)
現金納付期限	令和4年3月15日(火)	令和4年3月31日(木)
口 座 振 替	令和4年4月21日(木)	令和4年4月26日(火)

ご利用下さい！ マル経融資

マル経融資（小規模事業者経営改善資金）とは、

商工会議所の経営指導を受けて経営の改善をしていこうとする方が商工会議所の推薦により無担保・無保証人でご利用できる日本政策金融公庫の融資制度です。

資金の用途	利 率	返済期間
運転資金	1.21%	7年以内（1年以内据置可）
設備資金	貸付時の金利で固定 R4年1月20日現在	10年以内（2年以内据置可）

審査の結果により、ご利用頂けない場合があります。
— お問い合わせ先 — 中小企業相談所 TEL53-0320

和泉商工会議所 LINE

LINE はじめました 会員向け



QRコードからアクセスして最新情報チェック！
会議所とつながろう
(グループLINEではございません)

～登録方法～

- ①友だち登録は右記QRコードをスマートフォンのカメラで読み取り、追加ボタンを押してください。
- ②事業所名とお名前を入力して送信してください。



(ID:@764wfyuj)

Facebook をはじめました。

Facebook はじめました



QRコードからアクセスして最新情報チェック！
いいね！よろしく！

イベントやセミナー、資格検定などの様々な情報をアップしていきます



KIYO

将来の
心配は、
ほっとけん。



紀陽の保険 ほっとけん
医療保険・がん・終身・個人年金・定期・
収入保障保険もお取り扱い中。

銀行をこえる銀行へ
 紀陽銀行

和泉寺田支店 ☎0725-45-1771 和泉市寺田町1-5-33(寺田バス停前)
和泉中央支店 ☎0725-57-3371 和泉市いさぎ野5-1-11(エコービルいさぎ野 GMS棟1階)



X7
Debut

本店 〒599-8271 堺市中区深井北町3401番地
TEL:072-277-2300
貝塚店 〒597-0082 貝塚市石才285-1
TEL:072-438-2300
なんば店 〒556-0023 大阪市浪速区稲荷1丁目12番14号
TEL:06-6568-2081

BMW 正規ディーラー
Elbe BMW
エルベオート株式会社
https://elbe.bmw.jp